

附属書十一（第十四章（投資）関係） 補助金

- 1 第十四・十條（投資―適合しない措置及び例外）7の規定に関し、各締約国の投資家及び対象投資財産に関する補助金は、第十四・十八條（投資―投資に関する小委員会）に規定する投資に関する小委員会が見直すことができる。
- 2 いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。
- 3 2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。
  - (a) 当該補助金を交付するための国内法令
  - (b) 当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）
  - (c) 政策目的又は当該補助金の目的
  - (d) 当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間

(e) 補助金の交付を受ける資格要件

4 第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この附属書の規定については、適用しない。